

群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会荒牧地区連絡部会要項

	平成18. 4. 1	制定
改正	平成20. 5. 19	平成23. 4. 1
	平成28. 7. 1	平成29. 5. 1
	令和 2. 4. 1	令和 3. 4. 1
	令和 5. 4. 1	

(趣 旨)

第1 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程第10条の規定に基づき、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会荒牧地区連絡部会（以下「荒牧地区連絡部会」という。）を置く。

(任 務)

第2 荒牧地区連絡部会は、荒牧地区における群馬大学総合情報メディアセンター（以下「センター」という。）の業務について共同教育学部（大学院教育学研究科を含む。）、情報学部及び大学教育・学生支援機構との連絡調整を行う。

(組 織)

第3 荒牧地区連絡部会は、次の各号に掲げる部会員をもって組織する。

- (1) 群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会規程第3条第7号の委員の中からセンター長が指名するもの 1人
- (2) 共同教育学部（大学院教育学研究科を含む。）及び情報学部から選出された教員各1人
- (3) 総合情報メディアセンター教員 1人
- (4) 大学教育・学生支援機構から選出された教員 1人
- (5) その他センター長が指名する者 若干人

2 前項第2号から第5号までの部会員は、センター長が委嘱し、任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、補欠の部会員の任期は、前任者の残任期間とする。

(部 会 長)

第4 荒牧地区連絡部会に部会長を置き、第3第1項第1号の部会員をもって充てる。

2 部会長は、荒牧地区連絡部会を主宰する。

3 部会長に事故あるときは、あらかじめ部会長が指名した部会員が、その職務を代行する。

(部会員以外の者の出席)

第5 部会長が必要と認めたときは、部会員以外の者を会議に出席させ、その意見を聞くことができる。

(事 務)

第6 荒牧地区連絡部会の事務は、研究推進部総合情報メディアセンター課において処理する。

(要項の改廃)

第7 この要項の改廃は、群馬大学総合情報メディアセンター運営委員会の議を経て、セ

ンター長が行う。

附 則

この要項は、平成18年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成20年5月19日から施行する。

附 則

1 この要項は、平成23年4月1日から施行する。

2 この要項の施行後、最初に委嘱される第3の第1項第2号から第5号までの委員の任期は、第3の第2項の規定にかかわらず、平成24年3月31日までとする。

附 則

この要項は、平成28年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、平成29年7月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和2年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和3年4月1日から施行する。

附 則

この要項は、令和5年4月1日から施行する。